

弘前市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

弘前市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

弘前市次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりを総合的に推進するため、次世代育成支援対策に係る行動計画(以下「行動計画」という。)の策定及び施策の推進について検討・協議を行う弘前市次世代育成支援対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を設置する。

(討議事項)

第2条 地域協議会において検討及び協議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 行動計画策定に関する事。
- (2) 次世代育成支援に係る具体的施策の推進に関する事。
- (3) 行動計画の進捗状況の把握及び施策の評価に関する事。
- (4) その他子育て環境の整備に関して必要な事項

(組織)

第3条 地域協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。

(会長)

第4条 地域協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、地域協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する職務代理者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、会議の座長となる。
- 3 座長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を求めることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、健康福祉部児童家庭課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月7日から施行する。
- 2 第5条の規定にかかわらず、第1回の会議は市長が招集する。

弘前市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

任期:平成21年7月7日～平成23年7月6日

No.	所属機関等	役職	氏名
1	中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室	主 幹	木 村 優 子
2	弘前警察署生活安全課	課 長	三 浦 義 行
3	弘前市保育研究会	会 長	中 村 潤 子
4	弘前私立幼稚園連合会	代 表	大 森 幸 子
5	弘前市小学校長会	代 表	山 崎 誠 悦
6	弘前地区中学校長会	代 表	柳 町 誠 也
7	弘前大清水学園	園 長	晴 山 靖 雄
8	弘前市社会福祉協議会	事 務 局 長	島 浩 之
9	弘前商工会議所	女性会副会長	三 上 美 知 子
10	弘前青年会議所	JCライフ室長	木 村 友 佳 子
11	主任児童委員	代 表	三 上 章 子
12	弘前市町会連合会青少年育成委員会	委 員 長	月 永 寛
13	弘前市子育て支援員連絡協議会	会 長	中 道 幸 子
14	弘前市こどもを守る環境浄化市民会議	会 長	小 田 桐 忠 志
15	弘前市母子寡婦福祉会	副 会 長	引 間 由 実 子
16	弘前地区私立幼稚園PTA連合会	会 長	三 浦 真 介
17	弘前市連合父母と教師の会	副 会 長	清 野 秀 美
18	弘前市医師会	代 表	蓮 尾 豊
19	津軽地区労働者福祉協議会	事 務 局 長	赤 間 義 典
20	弘前大学大学院地域社会研究科	科 長	佐 藤 三 三
21	相馬保育所父母の会	会 長	成 田 節 子